

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口で頼んで取り寄せることもできます。

草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー: ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970 (直通)

ファックス: 927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所西棟2階エレベーター前

市役所2楼电梯前

(国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。)

編制: 草加市 协助: 草加市国際问询角

作成: 草加市 協力: 草加市国際相談コーナー

(令和元年度改訂)

目录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続き
A-2	住民登記	住民登録
A-3	戸籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

A-3 戸籍制度

戸籍制度

* このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

* 草加市にお住いの方の情報です。

A-3 户籍制度

持有日本国籍者在“户籍”里记载有有关个人的出生、死亡、结婚等情况的记录。外国人在日本没有户籍。但是在日本出生、死亡、结婚、离婚时要向市役所市民课申报。同时，也需要向自国政府申报。

1. 出生登记

外国籍的孩子在日本出生时，也要凭孩子出生的医院发行的出生证明书，14天以内（包括出生的当天）到市役所市民课办理出生登记。

* 向市役所提交出生届后、60天期间可以以経過滞在者身分发行住民票、发给个人编号。

此外，还要办理以下手续。请参照“B-4-1 从妊娠到生产”。

① 申请儿童手当、国民健康保険(限父母已加入的)手续

* 出生60天以内没取得在留资格的话、有可能失去儿童手当、健康保险(限父母已加入的)的资格。

② 取得在留资格（出生日期30日内到入国管理局办理）

* 在市民课先取得新生儿的住民票(家族全体)、再去出入国在留管理厅的话孩子的在留卡上就有了住址的记载。

③ 办护照（在驻日大使馆或领事馆办理）

因办理护照和在留资格时的需要、在市役所办理出生登记时可同时申请发行出生届の記載事項証明書しゅつせいとどけじゅりしやうめいしよ和出生届受理証明書しゅつせいとどけじゅりしやうめいしよ（要收费）。

详情请询问 出入国在留管理厅 大使馆。

A-3 户籍制度

日本国籍にほんこくせきを持つている人は「户籍」に個人の出生や死亡、結婚などの身分みぶん関係が登録かんけいされます。外国籍市民は户籍がありませんが、日本で、出生・死亡しゅつせいまた結婚・離婚けっこんをしたときは、市役所市民課に届出てください。なお、本国政府にも届出が必要です。

1. 出生届

外国籍がいこくせきの子ども、日本国内で生まれたとき、出産した病院びやういんで出生証明書をもらい、14日以内（生まれた日を入れて）に市役所市民課に届きます。* 出生届を出すと経過滞在者として60日を限りとする住民票が作成され、個人番号（マイナンバー）も付与されます。

この他に、次のような手続きが必要です。また、「B-4-1 妊娠から出産」も参考にしてください。

① 児童手当の申請、国民健康保険（親が加入者のみ）の加入手続き

* 出生後60日以内に在留資格を取得できないと、児童手当、国民健康保険（親が加入者のみ）の資格を失うこともあります。

② 在留資格の取得（出生した日から30日以内に出入国在留管理庁で行います。）

* 生まれた子どもの住民票（家族全員）を市民課で取って申請すると、子どもの在留カードに住所が記載されます。

③ 旅券の取得（在日大使館又は、領事館）

出生届を行う時、②③の手続きに必要となるため、同時に出生届の記載事項証明書や出生届受理証明書（有料）等を請求して下さい。

詳しくは、出入国在留管理庁、大使館で確認してください。

2. 死亡申报

知道死亡消息后7天以内向市役所市民课提交「死亡診断書」办理死亡申报手续。另外，还要办理以下手续。

* 草加市市民福祉葬

对负担葬礼费用有困难的市民，市里负责葬礼的部分经费（最基本的葬礼费用中扣除5万日元后的金额）。前提条件是要在市指定的葬仪社，举行最基本的葬礼。

申请的话，要在办理死亡申报前先跟指定公司联系。

①与驻日大使馆或领事馆联络。

②如果在日本火葬或埋葬的话，需要许可证。

（在市役所市民课办理死亡申报时会发给）

③14日以内向出入国在留管理庁交回在留卡。

④向驻日大使馆或领事馆交回护照。

如果想把遗体送回本国时，除上述的手续之外，还要向大使馆提出死亡诊断书，并请大使馆发行运送遗体所需要的材料。详情请向大使馆（领事馆）确认。

3. 结婚登记 请参考「B-3 关于结婚」。

4. 离婚登记

按照日本方式离婚时，要向市役所市民课申报。

详情请咨询各自大使馆（领事馆）或市民课。

2. 死亡届

死亡したことを知った日から7日以内に死亡届（死亡診断書）を市役所市民課に出して手続きします。この他に、次のような①～④の手続きが必要です。

* 草加市市民福祉葬

葬儀を行う際にかかる経費の負担が困難な市民に対し、市が経費の一部（基本仕様の葬儀費用のうち5万円を差し引いた金額）を負担します。市の基本仕様により、市の指定葬儀社で行うことが条件です。希望する場合は、亡くなったら死亡届を出す前に指定業者に連絡してください。

① 在日大使館又は領事館への連絡

② 日本で火葬又は埋葬する場合、埋火葬許可証が必要です。

（死亡届を市役所市民課に提出すると発行してもらえます。）

③ 14日以内に入出国在留管理庁へ在留カードを返納します。

④ 在日大使館又は、領事館へ旅券を返納します。遺体を日本で火葬又は

埋葬せずに本国に輸送したいときは、上記の手続きのほか、死亡診断書を

大使館（領事館）に提出して、遺体輸送に必要な書類の作成を依頼します。

詳しいことは、大使館（領事館）に確認してください。

3. 婚姻届 「B-3. 結婚するには」を参考にしてください。

4. 離婚届

日本の方式によって離婚するときは、離婚届を、居住地の市役所市民課へ出します。詳しいことは、それぞれの大使館（領事館）または、市民課で確認してください。

* 离婚后，如住址、姓名、在留资格、在留期间等有了变更时需要到出入国在留管理庁办理变更手续。

* 在留资格为日本人配偶者、家族滞在的人离婚或死别时，需 14 日内到出入国在留管理庁办理变更手续。

5. 归化（日本国籍的取得）

外国人加入日本国籍叫“归化”。归化必须得到法務大臣的許可。详情请向埼玉地方法務局戸籍課 咨询。

6. 国籍的选择

持有外国国籍和日本国籍的人（双重国籍者）在满 22 岁之前（满 20 岁后成为重国籍者时，成为双重国籍之日起两年以内）必须选择一个国籍。如不选择的话可能会丧失日本国籍。

详情请向埼玉地方法務局戸籍課 询问。

《咨询处》

- ・市役所 市民課 电话 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 埼玉办事处 电话 048-851-9671
さいたま第 2 法務総合庁舎 1 楼
- ・埼玉地方法務局戸籍課 电话 048-851-1000
さいたま第 2 法務総合庁舎 2 楼 如想咨询请先预约

さいたま第 2 法務総合庁舎：埼玉县さいたま市中央下落合 5-12-1
JR 埼京线「与野本町駅」下车，走 10 分钟。

* 離婚後に、住所、名前、在留資格、在留期間などが変わる時は、出入国在留管理庁で変更手続きが必要です。

* 在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」などの人が離婚または死別した場合、その日から 14 日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があります。

5. 帰化（外国籍市民による日本国籍の取得）

外国籍市民が日本国籍を取ることを、「帰化」といいます。帰化するためには、法務大臣の許可が必要です。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課まで問い合わせてください。

6. 国籍の選択

外国国籍と日本国籍を持っている人（重国籍者）は、22 歳になるまでに（20 歳になった後で重国籍者になったときから 2 年以内に）どちらかの国籍を選びます。選ばないでそのままにしておくと、日本国籍を失うことがあります。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課まで問い合わせてください。

《問い合わせ先》

- ・市役所 市民課 電話 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 さいたま出張所 電話 048-851-9671
さいたま第 2 法務総合庁舎 1 階
- ・さいたま地方法務局 戸籍課 電話 048-851-1000
さいたま第 2 法務 総合庁舎 2 階 * 相談は予約が必要

さいたま第 2 法務 総合庁舎：埼玉县さいたま市中央区下落合 5-12-1
JR 埼京線「与野本町駅」徒歩 10 分

